

公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給調整手当の支給に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2024年12月9日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第6号

公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給調整手当の支給に関する細則（2019年4月1日細則第28号）の一部改正

(改正前)		(改正後)	
別表第1（第6条関係）			
期間の区分	支給月額		
16年未満	<u>251,700円</u>		<u>252,400円</u>
16年以上17年未満	<u>249,100円</u>		<u>249,800円</u>
17年以上18年未満	<u>246,500円</u>		<u>247,200円</u>
18年以上19年未満	<u>243,900円</u>		<u>244,600円</u>
19年以上20年未満	<u>241,300円</u>		<u>242,000円</u>
20年以上21年未満	<u>238,700円</u>		<u>239,400円</u>
21年以上22年未満	<u>227,300円</u>		<u>228,700円</u>
22年以上23年未満	<u>215,400円</u>		<u>217,200円</u>
23年以上24年未満	<u>203,400円</u>		<u>205,700円</u>
24年以上25年未満	<u>191,600円</u>		<u>194,200円</u>
25年以上26年未満	<u>179,800円</u>		<u>182,700円</u>
26年以上27年未満	<u>165,400円</u>		<u>168,700円</u>
27年以上28年未満	<u>151,100円</u>		<u>154,700円</u>
28年以上29年未満	<u>136,800円</u>		<u>140,700円</u>
29年以上30年未満	<u>122,500円</u>		<u>126,400円</u>
30年以上31年未満	<u>107,500円</u>		<u>111,900円</u>
31年以上32年未満	<u>92,700円</u>		<u>97,400円</u>
32年以上33年未満	<u>77,500円</u>		<u>82,200円</u>
33年以上34年未	<u>59,500円</u>		<u>64,200円</u>

(改正前)		(改正後)	
満			
34年以上35年未	41,100円		46,200円
満			
備考 略			

附 則

(施行期日)

この細則は、公布の日から施行し、改正後の公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給調整手当の支給に関する細則の規定は、2024年4月1日から適用する。